

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関するお取り扱いについて

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、当社商品における給付金・保険金、ご請求時のお取り扱い、商品付帯サービスについて以下のとおりお知らせいたします。

1. 医療保障における給付金のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金の支払対象となる「疾病」に該当します。入院給付金は、医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なために医療機関に入院している場合に支払対象となりますので、検査により陽性と判定されたか否かに関わらず、医師の指示により医療機関に入院している場合は、入院給付金の支払対象となります。また、入院に伴い、通院保障期間内に通院された場合は、通院給付金の支払対象となります。

なお、医療機関の事情により、感染後に直ちに入院できず、臨時施設（病院と同等とみなせる施設）で医師の治療を受けている場合も、原則として入院給付金の対象とします。

2. 死亡保険金、災害死亡保険金等のお取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、疾病による死亡保険金の支払対象となります。

ただし、新型コロナウイルス感染症は、当社の災害死亡保険金等の支払対象とする「所定の感染症」には該当しないため、現時点では、災害死亡割増特約等の災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払対象とはなりません。

3. ご請求時のお取り扱いについて

お手元に入院の領収証がないケースなど、請求手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、個別の事情をお伺いし、柔軟に対応します。

4. 付帯サービスのお取り扱いについて

当社商品のご契約者様専用サービスとしてご提供している「[オンライン医療相談サービス*1](#)」（提供：株式会社メディカルノート）では、新型コロナウイルス感染症に関するご相談も承っています。「オンライン医療相談サービス」は、医師を中心とする専門家にオンライン上で無料*2で相談できるサービスです。なお、メディカルノートは2000名超の医師や専門家、800にもものぼる医療機関の協力のもと信頼できる最新の医療情報を提供するサービスで、新型コロナウイルス感染症についても医師監修のもと正しい医療情報の提供を行っております。

また、「[24時間健康電話相談サービス*3](#)」（提供：ウェルネス医療情報センター）においても、看護師が新型コロナウイルス感染症に関するご質問にお答えいたします。

*1 ご利用には当社[ご契約者様専用サイト「アフラック よりそうネット」](#)の登録が必要です。

*2 月 10 回の相談まで無料でご利用いただけます。

*3 新型コロナウイルスに関する一般的な質問があった場合、厚生労働省及び国立感染症研究所の発表内容を基に、病態・感染予防・受診の目安、治療方法等の相談対応をいたします。また、濃厚接触等感染疑いの相談があった場合、各自治体の帰国者・接触者電話相談センターをご案内いたします。